

新たな過疎対策特別措置法の制定を求める意見書

本市戸田地域（旧戸田村）は、平成 12 年に「過疎地域自立促進特別措置法」により過疎地域の指定を受け、この間、総合的な過疎対策事業を実施し、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

平成 17 年、本市に編入合併し、本市における過疎地域となったが、若年層の流出を中心とした深刻な人口減少と高齢化は依然進行し、耕作放棄地の増加や森林の荒廃など生活基盤の弱体化、産業・雇用面の劣弱化による生産基盤の衰退が懸念され、極めて深刻な状況に直面している。

しかしながら、過疎地域は豊かな自然や歴史・文化を次世代に引き継ぎ、都市に対しては食料や水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林保全による地球温暖化の防止に貢献するなど多面的・公共的機能を有し、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来に引き継いでいく責務を担っている。

このような状況の中、過疎地域自立促進特別措置法は、平成 22 年 3 月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている、これらの機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

よって、国においては、現行の過疎市町村（地域）を引き続き対象とするとともに、さらなる地域住民の生活に必要なサービスを行うため、財源の確保に向けた国の負担などの割合に対する特別措置の対象を拡大すること。また、過疎債に充当できる対象事業を追加するなど、引き続き総合的な過疎対策を強化し、充実させることにより、過疎地域の振興を図るため、平成 22 年度を初年度とする新たな過疎対策法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成21年 6 月26日

沼 津 市 議 会